

第 3 7 8 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 3 年（2 0 2 1 年）8 月 1 1 日開催

天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会及び
第378回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)8月11日(水)午後2時から
- 2 開催場所 県庁行政棟本館 8階 801会議室
- 3 出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 深川英穂 澤田唯二
田代龍也 廣田幸英 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才
田中愛美
(欠席委員) 桑原千知 藤田香織
(漁業取締事務所) 技師 浦川亮太
(水産振興課) 主幹 木村武志 主幹 鮫島守
(天草広域本部水産課) 主幹 岡田丘
(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭 技師 東海林明

4 内 容

(1) 天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会 次第

- ① 開 会
- ② 公聴会
- ③ 閉 会

(2) 第378回天草不知火海区漁業調整委員会 次第

- ① 開 会
- ② 議 事

1) 議 題

第1号議案

天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)について(答申)

第2号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第3号議案

つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止について
(指示)

第4号議案

小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業手繰網漁業)の適正操業について
(指示)

第5号議案

漁業許可取扱方針の一部改正について(照会)

第6号議案

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題
(協議)

2) 報 告

- ア 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第57回）の結果について
- イ 日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示について

議事の経過

【公聴会】

事務局

ただ今から、天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会を開催いたします。

会長

事務局に確認いたします。
公聴会において意見を述べようとする者から、事前に書面の提出がありましたか。

事務局

昨日までに書面の提出はありませんでした。

会長

事前に公聴会で意見を述べたいと届け出た方はいないようです。
また、本日この会場にも、公聴会で意見を述べようとする方は来ておられません。
公聴会を開催しましたが、意見を述べる方はいらっしゃらなかったということで、公聴会を閉会いたします。

【委員会】

事務局

引き続き、第378回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。
委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。
本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。
それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。
「第378回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1

部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。
過不足等ありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。本日は、足元悪い中委員会に御出席頂きありがとうございます。委員の皆様におかれましても、毎日毎日、暑い日が続いている中で大変かと思えます。

天草でも天候が良すぎて、漁獲も少ない状況が出ています。

また、御承知のとおり熊本県でも新型コロナが再び増加しています。事務局も気を使われて委員会を開催して頂いています。本日の委員会も短時間で速やかに進行できるよう、委員の皆様にもご協力をお願いします。

それでは、ただ今から第378回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は、澤田委員と田中委員にお願いしたいと思えます。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思えます。

議題の第1号議案「天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等）について」です。

これについては、令和3年（2021年）7月5日付けで熊本県知事から諮問があり、前回の第377回委員会において、漁場計画の変更に関する質疑を行ったところです。

前回の説明に加えて、水産振興課から説明することがありますか。

水産振興課

水産振興課です。

私からは、今回の漁業権免許に係る今後の予定を中心に、説明させていただきます。

資料2ページの「今回の漁業権免許に係る手続の進捗及び今後の予定」をご覧ください。

現在まで、資料にお示しした手続を行っており、本日、8月11日に公聴会の開催及び委員会での御審議をいただいているところです。

今後、委員会の答申を受けて、8月31日付けで海区漁場計画の変更し、公示を行う予定です。

その後、9月から11月にかけて、免許申請処理を行い、11月に免許に係る委員会諮問・答申を経て、12月1日付けで区画漁業権の

免許を行うこととしています。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。ただ今、水産振興課から説明がありました
が、委員の皆さんから御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それではお諮りします。第1号議案「天草不知火海区における漁場
計画（免許の内容等）について」は、異議ない旨答申し、併せて、大
勢に影響のない軽微な変更については、県において修正してかまわな
いとの付帯決議をするということによろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは異議ない旨、答申いたします。
続きまして、第2号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び
申請すべき期間について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

本日は、知事許可漁業の手繰第3種漁業なまこけた網漁業、いか
柴漬け漁業、かにかご漁業、その他のかご漁業の制限措置の内容及
び申請すべき期間について諮問させていただきます。着座にて説明
させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事
は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を
営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁
業時期や操業区域などの内容、用語としては制限措置と呼びます
が、この制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべ
き期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示
する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、
関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定され
ています。そこで、地元漁業者及び関係漁協から要望のあった4つ
の漁業について諮問させていただきます。今回、諮問する漁業は、
全て新たにこれらの漁業を営みたいという要望があった漁業になり

ます。

次に、今回諮問させていただく制限措置の内容については、個別にかつ具体的に説明いたします。資料の5ページをご覧ください。まず、手繰第3種漁業なまこけた網漁業です。以下、なまこけた網漁業と略させていただきますが、冊子を開いていただきまして、上から2枚が本日諮問する漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料になります。冊子の一番上のページがなまこけた網漁業の資料になります。図のようななまこけた網を海底に沈め、漁船で曳いてなまこを漁獲します。操業区域は、資料6ページの別記1のとおり火共第3号共同漁業権漁場内の芦北地先となっており、漁業時期は、10月1日から翌年3月31日までとなっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、それぞれ船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

資料5ページの下段をご覧ください。許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和3年（2021年）8月25日から令和3年（2021年）9月2日までを予定しています。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）3月31日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。なまこけた網漁業については以上です。

次に、いか柴漬け漁業の制限措置になります。冊子の1番上のページの裏面をご覧ください。柴漬け漁業の柴とは、枝葉の多い木の枝を束ねたものをいいます。この柴を海底に設置し、これを船上に引き上げ柴に潜り込んだ魚類を振り落とすなどして漁獲する漁法になります。今回の場合は、いかを採捕することを目的とする柴漬け漁業ですので、いか柴漬け漁業となります。本県には、いか柴漬け漁業の他に、うなぎ柴漬け漁業がございます。資料7ページをご覧ください。表の見方は先ほどのなまこけた網漁業と同様です。操業区域は水俣市の地先の火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内、漁業時期は4月1日から9月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は3隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は先ほどの、なまこけた網漁業と同様です。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）9月30日までとしています。また、許可をするに

当って付す条件は、同じ操業区域の既存の許可がありませんので、他の区域の既存の同様としております。いか柴漬け漁業については、以上です。

次に、かにかご漁業の制限措置になります。冊子の上から2枚目の表面をご覧ください。かにかご漁業とは、図のようなかごを海底に設置し、かにを漁獲する漁業になります。資料9ページをご覧ください。表の見方は先ほどのいか柴漬け漁業と同様です。操業区域は資料10ページの別記1のとおり、一部の期間で、一部区域を除きますが、八代市の地先の火共第2号共同漁業権漁場内、漁業時期は8月1日から翌年5月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は先ほどの、いか柴漬け漁業と同様です。許可の有効期間は許可日から令和4年（2022年）5月31日までとしています。また、許可をするに当って付す条件は、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。かにかご漁業については、以上です。

最後にその他のかご漁業の制限措置になります。先ほどのかにかご漁業のように漁獲対象とする魚種の名前が付いたかご漁業がございしますが、それらに区分されないかご漁業をその他のかご漁業として区分しています。地域によって異なりますが、主にめばる、かさご、ちぬを狙う漁業になります。資料11ページをご覧ください。表の見方は先ほどのかにかご漁業と同様です。操業区域は資料12ページの別記1のとおり、天草市天草町の地先、漁業時期は3月1日から11月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は2隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は先ほどの、かにかご漁業と同様です。許可の有効期間は許可日から令和4年（2022年）11月30日までとしています。また、許可をするに当って付す条件は、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。その他のかご漁業については、以上です。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

よろしいですか。

議長

議長

委員

議長

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは特に無いようですので、第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

はい。

水産振興課

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議題の第3号議案「つきいそ（沈船魚礁）周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。

資料14ページをご覧ください。

令和3年（2021年）7月19日付け天漁発第353号により天草漁業協同組合江口幸男代表理事組合長から本委員会に対し、つきいそ（沈船魚礁）周辺海域における夜間の集魚灯利用釣り漁業の禁止について要望書が提出されました。

資料15ページをご覧ください。

現在、委員会指示で操業が禁止されている区域を示しております。

つきいそ（沈船魚礁）周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止について、初めての委員の方もおられますので、少し詳しく御説明いたします。

資料16ページをご覧ください。

今回の委員会指示が発出されるようになった経緯について御説明いたします。

この海域は、昔から、アジ、イサキ、タイ等が回遊する良い漁場でした。

昭和62年、地元一本釣り漁業者の要望を受け、当時の牛深町漁業協同組合（現在の天草漁協）が、廃船となった2隻の鋼鉄製の船（59トンと69トン）を沈めて、魚礁としました。魚礁とは、魚の隠れ家や餌場となるもののことです。

魚礁を設置した結果、アジが周年、イサキは初夏、秋から冬にマダイが蝟集するようになり、一本釣り漁業の好漁場となりました。

ところが、秋から冬のマダイを対象とした操業時期に、牛深以外の地区から来る一本釣り漁業者が、夜間、集魚灯を点けて漁をするよう

になりました。

集魚灯を点けて漁を行うと、その後しばらく、その漁場ではタイが釣れなくなり、昼間の釣りで長期間安定した漁を続けていた地元の一本釣り漁業者が、大変な迷惑を被りました。

この問題を契機に、平成元年11月、地元漁協から、秋から冬の間は、この場所で集魚灯を利用した釣りを禁止する内容の委員会指示を出してほしい旨の要望があり、平成元年12月に最初の委員会指示が出されました。

同委員会指示を出したことにより現場の混乱はなくなりました。以後2年間の有効期間が満了するたびに、委員会指示を継続する要望があり、それに対応して委員会指示が出されています。

当該沈船魚礁は、現在でも一本釣り漁業者が頻繁に使用しており、今回の要望に対しても委員会指示を出すことが妥当だと考えます。

当該漁協からの要望の内容は、現在発出されている天草不知火海区漁業調整委員会指示第179号の有効期間が、本年8月31日をもって終了するので、その後も同じ内容の委員会指示を行ってほしいというものです。

第3号議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

委員

議長

ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

はい。

佐々木委員

佐々木さんはよろしいですか。

議長

魚は付いていますか。

委員

最近、魚が少なくなっているからですね。

議長

他にございませんか。

はい。

委員

それでは、他に無いようですので、第3号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

議長

はい。

水産振興課

ありがとうございます。
それでは、水産振興課より委員会指示の案を説明してください。

水産振興課です。

引き続き、委員会指示の内容について御説明いたします。

資料17ページをご覧ください。

新たに発出する委員会指示の（案）を示しております。

指示の案を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇号

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和〇年（〇年）〇月〇日、県公報登載日となります。

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

1 操業禁止区域

天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域

2 操業禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

3 指示の有効期間

令和3年（2021年）9月1日から令和5年（2023年）8月31日までとする。

議長

委員会指示の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

委員

ただいま、水産振興課より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

委員

はい。

議長

よろしいですか。

委員

それでは、他に無いようですので、第3号議案については、水産振

議長

興課の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

はい。

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

水産振興課

続きまして、議題の第4号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業手繰網漁業）の適正操業について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。

資料19ページをご覧ください。

令和3年（2021年）7月19日付けで天草漁業協同組合江口幸男代表理事組合長から本委員会に対し、天草海における手繰第1種漁業手繰網漁業の適正操業の確保について要望書が提出されました。

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業手繰網漁業）の適正操業について、初めての委員の方もおられますので、少し詳しく御説明いたします。

資料20ページをご覧ください。

現在の許可の状況ですが、天草漁協天草町支所に9件、崎津支所に3件の合計12件に許可されています。

また、許可の期間は、令和2年（2020年）6月1日から令和5年（2023年）5月31日までで、漁業時期は、10月1日から翌年5月31日までとなっております。

次に、委員会指示が、発出されるに至った経緯について御説明します。

平成18年、苓北、天草町、崎津地区の一本釣り漁業者や手繰網漁業者から、ある手繰網漁船が、これまで行われてきた本来の漁法と異なる漁法で操業しており、一本釣り漁業者との漁場競合が生じているとの情報が寄せられるようになりました。

関係漁協や漁業者が、異なる漁法を行う者に対し、一本釣り漁業者や手繰網漁業者から許可された漁法で操業するよう要請したものの聞き入れられなかったため、当委員会に対し、適正な手繰網漁業の操業や、一本釣り漁業との操業調整が図られるよう要望が行われました。

このような経緯を踏まえ、これまで操業調整が図られてきた一本釣り漁業との競合が生じていることから、手繰網漁業について、適正操

業を確保する必要があるということ、また、本来の手繰網漁業として、基本的な漁具の基準について、明確にする必要があることを理由に、平成19年度から当委員会より計8回の委員会指示が出されています。

手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業を確保するとともに、地元漁業者との調整が図られるよう、今回の要望に対して、現在の委員会指示を継続することが望ましいと考えます。

一本釣り漁業者及び手繰網漁業者の代表と意見交換を行った結果、委員会指示が出されるようになってからも、手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業が疑われる状況にあることから、県による検査、具体的には、漁期中、漁業取締事務所による手繰網漁船への立ち入り検査を実施してほしい旨の意見が出されました。

この結果を踏まえ、水産振興課としましては、委員会指示が完全に履行され、手繰網漁業本来の漁具及び漁法による適正な操業が行われることにより、関係漁業者間の調整が図られるよう漁期前及び漁期中の検査の実施について、漁業取締事務所と連携しながら、積極的に検討します。

第4号議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

委員

ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

委員

はい。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第4号議案については、当委員会が指示を行うことよろしいでしょうか。

水産振興課

はい。

ありがとうございます。

それでは、水産振興課より委員会指示の案を説明してください。

引き続き、委員会指示の内容について御説明いたします。

資料23ページをご覧ください。

新たに発出する委員会指示の（案）を示しております。

指示の中で出てくる漁具の名称につきましては、資料22ページに、手繰網漁業の漁具図を示しておりますので、参考にご覧下さい。

指示の案を読み上げさせていただきます。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第〇号

天草海における手繰第1種漁業手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和〇年（〇年）〇月〇日、県公報掲載日となります。

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

（1）制限の対象となる漁業種類

天草海を操業区域とする手繰第1種漁業手繰網漁業

（2）制限する内容

ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。

イ 網口（荒手網前端）から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けなければならない。

ウ 手木（手木に付ける股綱の長さは、片側1.5メートル以内）からの曳綱は片袖1本でなければならない。

エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15メートル以内でなければならない。

オ 沈子綱は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープや古綱を巻いたもの、又はゴム製の筒を取り付けたもの）でなければならない。

カ 曳綱にオドシを付けてはならない。

キ 曳綱（股綱と曳綱の接合部を除く）1本に付ける沈子（チェーン等）は、1ヶ所でなければならない。

2 指示の有効期間

令和3年（2021年）10月1日から令和5年（2023年）5月31日までとする。

委員会指示の説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

廣田委員

はい、どうもありがとうございます。ただいま、水産振興課より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、

議長

御質問はございませんか。

廣田委員

はい。

はい、どうぞ。

水産振興課

指示の内容について、(1)制限の対象となる漁業種類の天草海を操業区域とする手繰第1種漁業手繰網漁業とありますが、天草海の判断についてお聞きします。

廣田委員

ここで言います天草海につきましては、漁業関係法令集の熊本県漁業調整規則の別表第35条関係とあります。ここに、名称と区域が記載されていまして、1番目に天草海とあります。有明海と不知火海を除く熊本県の海面ということになります。

水産振興課

文字で示せば、このような文字になると思いますが、地図で示していただければ有難いのですが。漁業者から質問を受けた際、天草海についての返答に困ることがありますので、地図で示していただければ有難く思いますがいかがでしょうか。

廣田委員

委員会指示の中で地図でお示しすることは、中々ちょっと難しいので、委員会の資料の中でお示しするということでもよろしいでしょうか。

議長

この委員会の中だけでということですか。

と言いますのも長崎県の漁業取締船の取締官から、熊本県は天草海で出しているの、天草海は全部天草海ではないかと漁業者が判断していると聞いたことがありますので、どこまでが天草海かを示していただければなあと思ったものですから。確かに手繰漁業者も高齢化して、数も少なくなってきておりますので、頑張っていたきたいんですけども。そういったことを聞かれた時に、私達も判断に困りますので、よろしく願います。

水産振興課

水産振興課、はいどうぞ。

廣田委員

水産振興課です。県境の考え方になると思います。海面では県境はありません。県として主張できるのは12海里までの領海です。それより沖は、入会という考え方があります。極端な話を言いますと、長崎県の共同漁業権のラインまで熊本県海域と言えます。熊本県が管理できる海域で、熊本県の漁業取締船が監視ができる海域については、慣例的に熊本県海域と考えています。県境の話は非常にデリケートで色々資料はありますが、漁業調整規則の中でこのように海域を示しているのは熊本県だけと認識しています。これは大臣が認めている海域の表現になりますので、熊本県としてはこれにより天草海について対応しています。長崎県が長崎県の海と主張しても、熊本県は天草海として熊本県の海と主張します。従って、熊本県の海域を図示するということは、非常に難しいということをお理解いただければと思います。

水産振興課

図示することは困難ということ。委員会の中では出せるということではないのか。

廣田委員

ここからここまでが熊本県海域と示すことは、長崎県からも出てきませんでしょうし、極端な話、鹿児島県の共同漁業権漁場までは熊本県の海域と主張するのは極論の話です。県が管理している、漁業取締をしているのが熊本県の海域という考え方もあります。いろんな考え方はありますが、図示をするということは非常に厳しくて、このように天草海と示しているのは、独自に示しているものですが、法的に定めているものですので、主張する場合は非常に役立つものです。他県と漁業調整をする上では。長崎県の取締りから、天草海について問われても、私達は有明海及び不知火海を除く熊本県海域としてしか返していません。説明になっていませんかもしれませんが、天草海を図示するということは困難であるということをお理解いただければと思います。

水産振興課

熊本県の主張には、大臣の認可があつているということですので、有難いことですがけれども。長崎県は、野母崎と早崎海峡を結んだ線が長崎県の海域だと言い張って聞きませんので。

廣田委員

我々も熊本県の漁業者を守るために、沖は入会ということ

水産振興課

です、利害がぶつかることもあります、主張すべきは主張するという考え方でおります。

議長

ありがとうございます。

他県の共同漁業権漁場内は、他県の海なので、そこまでは主張しません。

水産振興課

ちょっと確認しますが、天草海には公海という区域はないのでしょうか。熊本県と長崎県の海域は線が引かれてあるのでしょうか。不知火海の場合はありますね。有明海の場合は、線が引いてあります。

議長

間違った説明をするかもしれませんが、天草海に両県が主張している線はあります。その海域では色々な漁業種類が入り合っていますので、その中で調整が図られていることは事実です。そういったラインはあります。

水産振興課

天草海でも熊本県と長崎県の線は引いてあるでしょう。ただ、不知火海の場合は、公海がある。でも、有明海には、その線がないんじゃないですか。

議長

有明海の場合は、長崎県とのラインが一致していますので、公海はありません。他県の共同漁業権漁場内は他県の海域です。

水産振興課

議長

有明海に不明瞭な線はない。

水産振興課

はい。

不知火海は、微妙な海域がある。

廣田委員

そういうことです。お互いの共同漁業権漁場以外が公海ということになります。有明海においては、両県の間には海の境があるという表現になります。

議長

廣田委員

はい、分かりました。

議長

そういうことです。よろしいですか。

委員

はい、長い時間を取りましてすみません。

議長

他にございませんか。

はい。

委員

それでは、他に無いようですので、第4号議案については、水産振興課の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

議長

はい。

ありがとうございます。

水産振興課

それでは、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、議題の第5号議案「漁業許可取扱方針の一部改正について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課の大塚でございます。座って説明させていただきます。

資料は、25ページ以降になります。

令和3年（2021年）7月28日付け水振第432号により、熊本県知事より本委員会江口会長に対し、漁業許可取扱方針の一部改正について照会がありました。

資料26ページをご覧ください。

このことにつきましては、令和3年（2021年）4月27日付けで、天草漁業協同組合江口幸男代表理事組合長から熊本県知事に対し、漁業者の所得向上と知事許可漁業である「しいらづけしいら1そうまき網漁業」の存続を目的に、現在の漁業時期である6月1日から10月31日まで期間を、6月1日から11月15日まで延長する内容の要望書が提出されたことを受けて、本委員会に対し照会し、委員の皆様にご審議いただくものです。

はじめに、「しいらづけしいら1そうまき網漁業」について、簡単に御説明します。

資料27ページの裏面をご覧ください。

「しいらづけしいら1そうまき網漁業」で漁獲される「しいら」と操業方法を図示しております。

同漁業は、海面に孟宗竹を組み合わせて作った「漬け」と呼ばれる筏状のものを海面に浮かべ、その「漬け」に蝸集した「しいら」を「漬け」から誘い出し、まき網漁法により漁獲するものです。

操業海域は、天草市牛深町沖の天草海です。

資料27ページをご覧ください。

漁業許可取扱方針の一部改正について御説明します。

まず、改正の必要性について御説明します。

現在、「しいらづけしいら1そうまき網漁業」の漁業時期は、現行の漁業許可取扱方針により、6月1日から10月31日までと定められています。

しかし、近年の温暖化等の影響により、漁業時期終盤に「しいら」がまとまって漁獲されるようになっていきます。

しかし、漁期終盤の10月下旬は、海が時化る日が多くなることから、出漁ができない状況で、漁業者の漁業所得に影響が出ています。

そのため、県は、天草漁協牛深総合支所からの要請を受け、将来、知事許可漁業の漁業時期を延長することを見据え、平成28年から、採捕期間を11月1日から11月15日までの15日間とする特別採捕の許可を行いました。

令和2年までに、5回の特別採捕許可が出され、特別採捕が行われていますが、地元漁業者と漁場を共有する鹿児島県の漁業者との操業トラブルも報告されていません。

また、平成12年から継続して行われてきた鹿児島県の行政及び漁業関係者との協議の結果、鹿児島県漁業関係者の了解も得られ、鹿児島県の行政関係者も承知していることから漁業許可への移行を進めたいと考えています。

主な改正事項ですが、中型まき網漁業（しいらづけしいら1そうまき網漁業）の漁業時期について、現行の6月1日から10月31日までを改正し、6月1日から11月15日までに延長するものです。

資料27ページ中段以降に、これまでの経緯と今後の予定を簡単にまとめています。

資料28ページをご覧ください。

漁業許可取扱方針一部改正の新旧対照表を示しています。

表中の漁業時期について、6月1日から10月31日までを6月1日から11月15日までの15日間、延長する改正内容になっています。

水産振興課からの説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長

議長

委員
議長

ただ今、水産振興課から、第5号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第5号議案については、異議の
ない旨を回答してよろしいですか。

はい。

ありがとうございます。

それでは、第5号議案については、異議のない旨を回答します。

委員

続きまして、議題の第6号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員
会連合会九州ブロック会議の提案議題について」になりますが、事務
局の方から、議事の2の報告「令和3年度全国海区漁業調整委員会連
合会通常総会（第57回）の結果」を報告した後、議題の第7号議案
について、説明したいとの申し出がありますが、委員の皆様から
御意見ございますでしょうか。

議長

異議なし。

事務局

ありがとうございました。

それでは、議事の2の報告「令和3年度全国海区漁業調整委員会連
合会通常総会（第57回）の結果について」、事務局から報告をお願
いします。

委員会事務局でございます。

資料は、36ページ以降になります。

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会につきましては、毎年5
月に開催され、本県からは、熊本県連合海区漁業調整委員会の会長に
御出席頂いているところです。

今年度の通常総会につきましては、新型コロナウイルス拡大の影
響により、書面により決議が行われました。

本県におきましては、令和3年（2021年）5月21日付け
で、全国海区漁業調整委員会連合会志岐富美雄会長から書面表決につ

いての依頼があり、当委員会及び熊本県連合海区漁業調整委員会の江口会長と熊本有明海区漁業調整委員会の橋本会長に書面表決していただきました。

資料37ページと38ページをご覧ください。

令和3年6月11日付け3全漁調連第13号により、全国海区漁業調整委員会連合会志岐富美雄会長から書面表決結果が送付されましたので、その内容について御報告いたします。

議案として提案された5議案について、全ての議案が承認多数で承認されております。

5つの議案につきましては、資料の39ページから82ページに示しておりますので、御確認いただければと思います。

なお、議題の第6号議案で今年度の要望について御審議いただきますが、昨年度、昨年のおちょうど今頃、本委員会において御審議いただき、本県が提案しました要望を全国海区漁業調整委員会連合会が取りまとめられたものにつきまして、御説明します。

今後、全国海区漁業調整委員会連合会の役員が、この要望を関係省庁に要望書として提出し、関係省庁からの回答を得ることとなります。関係省庁からの回答があり次第、本委員会で御報告させていただきます。

本県からの要望が要望書にどのように取り込まれたかについて取りまとめています。

資料83ページをご覧ください。

提案議題1の大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化については、要望書としてのとりまとめとして、Ⅳ 沿岸資源の適切な利用について、1 沿岸漁業と沖合漁業の調整、② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。と取りまとめられています。

提案議題2の東シナ海における漁船の安全操業確保につきまして、要望書としてのとりまとめとして、Ⅴ 外国漁船問題等について、3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保、② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより

一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう必要な対策の強化を講じること。と取りまとめられています。

資料84ページをご覧ください。

提案議題3のミニボートによる危険行為の防止については、要望書としてのとりまとめとして、Ⅵ 海洋性レジャーとの調整等について、3 ミニボートによる危険行為の防止、③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備として、商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動に必要な不可欠となる、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある方策を、早急に検討すること。と取りまとめられています。

また、④ ミニボートの保険加入義務化については、要望書としてのとりまとめとして、日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を確実に補てんするため、保険への加入率の向上を図るとともに、義務化を検討すること。と取りまとめられています。

提案議題4の海区漁業調整委員会の財政基盤の確保については、要望書としてのとりまとめとして、Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について、2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保として、海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。と取りまとめられています。

最後になりますが、資料82ページをご覧ください。

第17期全国海区漁業調整委員会連合会の役員一覧をお示ししております。今年度から2年間、熊本県が副会長県として務めることとなり、熊本県連合海区漁業調整委員会の会長である江口会長に全漁調連の副会長として務めていただくこととなります。委員の皆様にも色々と御協力をいただくことがあると思いますので、その際はよろしくお願ひします。

事務局からの報告は以上です。

ただ今、事務局から、議事の2報告について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

はい。

議長

佐々木委員

議長

佐々木委員

はい、どうぞ。

議長

提案議題の2の東シナ海における漁船の安全操業確保についてですが、中国の公船や漁船が、日中暫定水域のぎりぎりの海域まで来る状況です。樋島漁協所属が2隻、天草漁協牛深総合支所所属が1隻、倉岳町漁協所属が1隻、熊本県から4隻の漁船が尖閣諸島周辺に操業に行っています。

議長

去年は、中国船に追尾されたり、危険な状況になっています。国にも安全面に対応してもらっていますが、中国は最近軍艦まで出して来ますので、日本としても主張すべきところは主張してもらおうよう要望して欲しいと思います。

事務局

他にございませんか。

それでは、他に無いようですので、議事の2報告の1の質疑は終了します。

議題の第6号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」、事務局から説明をお願いします。

委員会事務局です。

資料は、29ページ以降になります。

全国の海区漁業調整委員会で構成されております全国海区漁業調整委員会連合会は、毎年5月に総会を開催し、6月から7月にかけて、国に対して要望活動を行っております。

この要望活動で要望する内容につきましては、東日本・日本海・中国四国・九州という4つのブロックごとに、構成する海区のそれぞれの要望を集約し、さらに4ブロックの要望を1つの要望書としてとりまとめたところで、5月の総会に諮り決定するという流れになっております。

本日は、今年10月、沖縄県で開催が予定されております九州ブロック会議に提案する熊本県連合海区の要望内容について、ご審議いただきますようお願いいたします。

なお、今年の九州ブロック会議の開催につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全漁調連の方で開催するか否かについて協議されているところです。

資料30ページ以降をご覧ください。

昨年度、本県より九州ブロック会議に提案させていただいた要望をお示ししております。

本日は、本委員会において委員の皆様、今年度の提出議案である要望を御審議していただきたく存じます。

昨年度の要望内容について、御説明します。

はじめに、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について御説明します。

資料31ページをご覧ください。

要望の背景等を説明するための図を添付しております。カラーで印刷された資料です。

大中型まき網漁業の操業禁止区域は、農林水産大臣が決定します。

この添付図は、昭和38年に農林水産省の告示で定められております。

国が定める大中型巻き網漁業の操業禁止区域が、赤の線で示してあります。

苓北町地先や天草市牛深町地先には、禁止区域が設定されていません。

昭和60年頃から大中型まき網漁業による、沿岸寄りでの操業が増えてきました。

これに対し、天草の西海地区の漁協連絡協議会からは、大中型まき網漁業の操業禁止区域を拡大してほしいという要望が出されました。

鹿児島県大中型まき網漁業協同組合と本県西海地区漁協連絡協議会の間で熱心な話し合いが重ねられ、最終的に平成18年に両者で協定を結んでおります。（添付図の黄色い線）

この協定は、苓北町地先や天草市牛深町地先、これに加えて委員会指示を行っている人工魚礁周辺区域について、大中型まき網漁業の操業を自粛するという内容です。

このような経緯を踏まえまして国に対し、要望をしたいと考えております。

資料30ページにお戻りください。

本県、天草沿岸域においては、水産資源の維持保全と沿岸漁業の健全な発展を図るため、魚礁設置事業等による漁場整備、稚魚の放流、自主規制による資源管理等を積極的に推進してきたところですが、農林水産大臣が許可する大中型まき網漁業の操業は、漁獲圧が高く、一度に多くの魚が漁獲されることから、当該地域の漁業振興を図るうえで大きな問題となっています。

そのため、大中型まき網漁業の当該海域での操業秩序の確保を目的とした協定の締結に向け話し合いが進められ、その結果関係者の協議

が整い、平成18年に国と県の立会により協定が締結されました。

その後10数年が経過したが、この間協定は遵守され、操業秩序が保たれています。

ついては、今後とも関係者の協議の継続が不可欠ではありますが、沿岸漁業の振興と漁業法の改正に伴い、厳しさを増した水産資源の維持と管理及び資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大等について引き続き要望するものです。

次に、東シナ海における漁船の安全操業確保について御説明します。

資料33ページをご覧ください。

要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。

種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示しているのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。そこで操業する本県漁業者が、安心して安全に操業できるよう他国の漁船等の活動状況をリアルタイムで提供するように要望するものです。

資料32ページにお戻りください。

日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域において操業する本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業（5年許可、樋島2隻、天草牛深1隻、倉岳町1隻）が操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障をきたすとともに、不安や脅威を感じて、安心して操業できない状況にあります。

特に最近の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は以前と比較にならないほど増大していると考えます。

現在、提供されている外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、水産振興課でも外国公船の航行等の国の情報を受け、漁業者向けに情報を発信しているところです。

引き続き、日中暫定措置水域及び以南水域で操業する漁船の安全操業を確保するため要望するものです。

次に、ミニボートによる危険行為の防止について御説明します。

資料34ページをご覧ください。

近年、マリンレジャーの普及により、ミニボートの利用者も増加しています。

ミニボートの利用に際して、規制緩和によりミニボートの免許や登録が免除されたことで、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多いほか、ミニボートを牽引してきた乗用車を漁港用地等に無断で駐車するなど、マナーの悪い利用者も多く見受けられるとのことでした。

また、ミニボートの利用者の多くが、その耐航性や他船舶からの視認性が低いという特性を十分理解しないまま、漁場や漁港周辺で遊漁を行い、漁業用の漁具を破損するなど漁業者の妨げとなったり、海難事故を起こすなどの事例も多くみられています。

なお、令和元年は、全国で36件の事故が発生しております。

さらに、ミニボートの利用者が、十分な保険に加入していないケースも多く、漁具や漁船等の物損被害の補償など、事故処理等におけるトラブルの発生も見受けられるほか、ミニボートの海難事故が発生すると、その救助活動などを地元漁業者が担うことになり、漁業活動にも大きな影響を与えています。

こうした状況の下、ミニボートによる危険行為の防止と万が一の時の補償能力を高めるための要望です。

最後に、海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について御説明します。

資料35ページをご覧ください。

海区漁業調整委員会は、永きに亘り漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

昨年12月に改正された新たな漁業法は、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が不可欠であり、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。

については、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

昨年度は、本県より、以上、4つの要望を提案させていただきました。

本委員会では、この4つの要望を引き続き要望するのか、新たな要望を提案するのかについて御審議いただきたいと思っております。

また、本日御審議いただきました内容につきましては、熊本県連合海区漁業調整委員会に報告した上で、熊本県連合海区漁業調整委員会として、九州ブロック会議に提案させていただきたいと思っております。

なお、九州ブロック会議への要望提出の締め切りが、令和3年8

議長

月31日までとなっていますので、それまでの間に、突発的な議題提案や内容の変更等が生じた場合は、熊本県連合海区漁業調整委員会に御一任いただくことで了解いただくことと併せて、御審議いただきますようお願いいたします。

委員

事務局からの説明は以上です。

議長

丁寧な説明ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第7号議案「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題」については、昨年度と同じ要望をすることといたします。

事務局

よろしいですか。

はい。

ありがとうございました。

次に、議事2の「報告」の2、「日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示について」事務局より説明をお願いします。

事務局です。宜しく願いいたします。

資料は、85ページからになります。

7月30日金曜日に第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会が開催され、平山委員に出席いただきました。

今回の議題は、同委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示についてで、出席委員により、承認されておりますので、概要について、事務局から説明させていただきます。

資料90ページをご覧ください。

今回の委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限についての1の経緯ですが、（1）の遊漁によるくろまぐろの採捕

については、令和3年3月に発出された委員会指示第66号に基づき、令和3年6月1日から、①の30キログラム未満の小型魚の採捕禁止、②の30キログラム以上の大型魚を採捕した場合の報告が義務付けられました。

資料96ページ～98ページに水産庁が作成した周知用のパンフレットを参考までにお示ししております。

資料90ページに戻っていただき、次に(2)ですが、6月1日以降、日本海においてくろまぐろを対象と遊漁が盛期を迎え、水産庁への大型魚の採捕報告が、約2週間が経過した6月16日までで、10.8トンと、水産庁が調査した令和2年の年間採捕量の10.2トンとほぼ同等となり、遊漁による大型魚の採捕数量が当初の想定より非常に多い状況で、このままの水準で推移すれば、資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあります。

現在、くろまぐろ大型魚について、国の留保は合計81.7トンありますが、うち、50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲で、余剰分としては20トン程度となっております。

このため、(3)のように6月17日付で水産庁から都道府県や遊漁団体対して、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう指導する旨の協力要請がっておりますが、6月末時点で14.7トン、委員会が開催される7月28日時点で16.8トンと、やや採捕のペースは緩やかになっているものの、大型魚の採捕に歯止めがかかっていない状況です。

以上の経緯から(4)の遊漁者にくろまぐろ(大型魚)の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めることとしております。

2が今回発出される委員会指示第67号の概要ですが、(1)として、委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が漁獲可能量制度に基づく、くろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて、遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示するとしております。

また、遊漁者は上記公示により、くろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ(大型魚)を採捕してはならないとされております。

本指示の有効期間については、(2)の令和4年5月31日までとしております。

なお、水産庁からは、資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められるときの目安としては、遊漁による大型魚が20トン程

度採捕された場合という説明がされております。

指示に違反した者への対応方針については、資料93ページをご覧ください。

1には、委員会指示の適切な実施を図るための対応が記載されており、国による調査及び調査結果報告に基づく委員会からの違反者への指導文書の発出を行うとされております。

2の対応方針については、1の指導に従わず、再度違反が確認された場合の対応を記載しています。

違反内容としては、①の委員会指示第67号に基づく、遊漁者が大型魚を採捕もしくは、採捕してただちに放流しなかった場合、②の委員会指示第66号に基づく、遊漁者が大型魚を採捕したにもかかわらず報告しなかった場合になります。

①又は②の違反内容への委員会としての対応としては、漁業法第121条第4項に準用する同法第120条第8項に基づき、農林水産大臣に対して、指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をするとされています。

議長

今回の委員会では、遊漁団体代表者が参考人として招致されており、くろまぐろの資源管理のために必要な措置で、協力したいという意見が述べられている一方、遊漁が貢献する地域への経済効果も考慮してほしい旨の意見やくろまぐろの遊漁に関するキャッチアンドリリース制を視野に入れた漁具の規制、ライセンス制の導入、採捕したまぐろの持ち帰り制限、いわゆるバックリミット制等ルール作りが必要という意見も述べられております。

議長

委員

議長

事務局からの報告は以上でございます。

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

よろしいですか。

議長

はい。

事務局

ありがとうございました。

議長

他に無いようですので、議事の2報告の2の質疑は終了します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

ありません。

事務局から、何かありませんか。

ございません。

それでは、時間が長くなりましたが、これをもちまして第378回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。本日は、ありがとうございました。